

岐南町立北小学校 PTA 規約

第1章 事務局

第1条 本会は、岐南町立北小学校PTA（略称 岐南北小PTA）と称し、事務局を岐南町立北小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、次の目的を達成する為活動する。

子どもたちのすこやかな成長のために保護者と教職員が協力し、連携を深め、互いに学びあう。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次のような方針に従つて行動する。

1. 本会は、自主的、民主的に運営される。
2. 本会あるいは本会役員の名において、特定の政治的、宗教的、営利的団体の事業に関与してはならない。
3. 児童の福祉増進の為に他の団体及び機関と協力する。

第3条の2 本会は前条の目的と方針にしたがつて、次の活動を行う。

1. 児童の家庭、校外における生活の指導。
2. 学校や地域における教育環境の改善、充実に努める。
3. 会員相互の学習その他必要な活動を行う。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、岐南町立北小学校に在籍する児童の保護者またはそれに代わる者（以下保護者と称する）及び本校に勤務する教職員とする。

第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費及びその他の収入によってあてる。

第6条 本会の経理は、すべて総会で定められ予算に基づいて執行される。

第7条 本会の会費は、年度初めの総会において決定する。

第8条 本会の経理は、会計監査委員会が監査し、総会に報告する。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 本部役員等

第10条 本会の本部役員及び任務は次の通りとする。

1. 会長 1名（保護者） 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 若干名（保護者） 会長を補佐し、会長に事故がある時は、その任務を代行する。
3. 書記 2名（保護者） 1名（教職員） 本会の庶務を担当する。
4. 会計 2名（保護者） 1名（教職員） 本会の経理を担当する。

第11条 本部役員の任期は1ヶ年とする。但し、再任を防げない。また、新役員が決定するまでは、その任に在るものとする。

第12条 本会の会計監査は2名とする。任期は1ヶ年とし、再任を防げない。会計監査役員は、本会の経理を監査し、その結果を総会で報告する。

第13条 本部役員・各学年委員長は、各学年で選考された委員の中から選考する。指名選考された本部役員・各学年委員長の運営委員は、指名委員会の公示により承認を得る。
公示後2週間以内に承認結果を公示する。

1. 公示後1週間以内に会員の過半数の不承認の申し出があった場合には再度選考の手順に従い1年～5年生保護者による投票を行い選出し、その結果をふまえて指名委員会で選考する。
2. 本部役員・専門委員長及び会計監査委員会ならびに各学年委員長の経験者については、投票用紙に過去5年間の履歴を明記し、これらの該当者は原則として次年度役員選出を免除する。但し、該当者多数の為選出に不都合が生じた場合は、その限りではない。
3. 本部役員及び運営委員に2年間以上従事した者は以降永年免除とする。

専門委員（令和3年度まで）、活動応援隊（令和4年度以降）は、次年度のみ免除とする。
その他、会長が認め、運営委員会の承認を得た場合は免除等も可とする。

※免除対象は本校在学中の兄弟姉妹かいる保護者に限る。（直後に入学した場合も対象）

第14条 指名委員会は、次の通り構成する。

運営委員代表（若干名）・職員代表（2名）

指名委員は、運営委員会で選出し、会長が委嘱する。

指名委員長は、委員の互選により決定する。

第15条 本会には、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、会長が適任者を選考し、運営委員会の承認を得て委嘱する。

任期は1ヶ年とする。

顧問は、会長の諮詢に応じて必要な意見を述べることができる。

第7章 総会

第16条 会長は、毎年4月（5月）の定期総会を招集する。但し、事情によって若干延期することができる。

第17条 定期総会は、次の事項について審議決定する。

1. 役員及び会計監査委員の承認に関すること。
2. 前年度の事業及び決算の承認に関すること。
3. 本年度の事業計画及び予算の承認に関すること。
4. 規約の改正に関すること。
5. 表彰に関すること。
6. その他、運営委員会が必要と認めたこと。

第18条 会長は運営委員会が必要と認めた時、または、会員の5分の1以上の要求があつた時に、随時総会を招集することができる。

第19条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第8章 運営委員会

第20条 運営委員会は、本部役員、各学年委員長及び校長、教頭、職員代表によって構成する。

第21条 運営委員会は次のような活動を行う。

1. 総会に関する事項の審議。
2. 事業報告及び会計決算に関する事項の審議。
3. 事業計画及び予算に関する事項の審議。
4. 慶弔及び予算に関する事項の審議。
5. 総会から委任された事項の審議。
6. その他、本会の運営上必要な事項の審議。

第9章 学級・学年委員

第22条 教師と保護者が学級・学年を中心として緊密に協力し、本会の目的達成に必要な活動を推進する為、各学年に学年委員会を設け、学年委員長を置く。

第23条 学年委員会は、各学年ごとに選出された活動応援隊とその学年の学級担任で構成する。（但し、本部役員、交通校外委員（長）、単位子供会の会長を除く）
学年委員長は、選挙で選出された人の中から互選によって決定する。
※8月までに欠員が生じた場合は次点の者を補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第10章 交通校外委員

第25条 校外における交通指導と通学路の安全確保、交通安全対策の推進ならびに児童の生活補導を行う。

第26条 交通校外委員は、地区ごとに2名選出する。但し、会員数が少ないと認められる地区は、1名でもよい。その場合、運営委員会の承認を得なければならない。
※任期中に欠員が生じた場合は補充する。その任期は前任者の残任期間とする
2. 交通校外委員会の事業計画は、運営委員会の承認を得なければならない。

第11章 活動応援隊

第27条 本会の目的達成に必要な事項について業務の分担をするために、以下の重点活動を行う活動応援隊をおく。

- ・家庭教育の振興と会員研修活動、学校給食への協力と会員の健康増進。
- ・会報の発行とP.T.A活動の記録収集。
- ・校舎内外の環境整備。

第29条 活動応援隊の事業計画は、運営委員会が計画し働きかけて活動する。
また、会員全体にも積極的にボランティアを募集して活動する。

第12章 規約改正

第30条 本規約は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ改正できない。
また、随時見直しを行い、その時々にとって最適なものかを確認し、必要であれば改正する。

〈付則〉

1. 慶弔規定は別に定める。
2. 表章規定は別に定める。
3. 本規約は昭和63年2月24日より実施する。
4. 規約一部改正 平成7年2月17日（第13条）
5. 規約一部改正、平成15年4月25日（第13条、16条）
6. 規約一部改正 平成16年4月23日（第10条、13条、23条、26条）
7. 規約一部改正 平成25年5月24日（第13条、20条、23条、26条、27条、29条）
8. 規約一部改正 平成27年5月15日（第10条、13条）
9. 規約一部改正 平成29年5月17日（第13条2）
10. 規約一部改正 平成31年5月22日（第10条、13条、14条、23条、25条、26条
28条）
11. 規約一部改正 令和3年5月12日（第13条、22条、23条、24条、27条）
12. 規約一部改正 令和4年1月25日（第2条、3条、3条の2追加、12条、13条
23条、25条、26条、27条、29条、30条）
(24条、28条：欠)

岐南町立北小学校 PTA 慶弔規定

第1条 本規定は「岐南町立北小学校 PTA 規則付則1」に基づき、本PTAの慶弔に関する事項の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 本規定は、本会の会員（保護者及び教職員）並びに本校児童に適用する。但し会長が特に必要と認める場合は、上記以外にも適用することができる。

第3条 本規定に定める経費は、PTA本会計を以て充てる。

第4条 慶弔の対象となるものは、次の場合を云う。

1. 保護者あるいは児童が死亡した場合。
児童が疾病・負傷の為入院した場合。
2. 教職員あるいは保護者の住宅が大きな災害を受けた場合。
3. 教職員あるいはその家族が死亡した場合。
4. その他、会長が特に必要と認めた場合。

第5条 前条各号（1～9）の規定に基づく実施細則は、内規を以てこれを定める。

第6条 本規定により慶弔の意を受けた者は、金品による返礼を行わないものとする。

第7条 本規定の適用にあたっては、会長が専決し、運営委員会に報告する。

第8条 本規定の改正は、運営委員会によって行う。

付則 本規定は、令和元年5月24日より実施する。